

広島市がん検診精度管理連絡会議開催要綱

(開催)

第1条 広島市におけるがん検診の質の向上を図るため、広島市がん検診精度管理連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見聴取等)

第2条 会議において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取するとともに、連絡調整及び情報交換を行う。

- (1) がん検診の分析・評価及び改善に関すること。
- (2) その他、がん検診に関する必要な事項

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 本市の区域内の医師会を代表する者
 - (2) がん検診実施機関を代表する者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 構成委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 会議は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 市長は、各種がん検診の専門的な意見等を聴取するため、必要に応じて部会を設置することができる。

なお、部会の設置に関する必要な事項は、別途定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

この要綱は、平成29年6月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。